

明治キリスト教徒の社会主義思想

——島田三郎の社会主義論について——

住谷悦治

目次

- はしがき 一
- はしがき 二
- 一 個人主義と社会主義の協調を前提とする社会主義
- 二 政府の処置と社会政策学会への批判
- 三 明治三十四年（一九〇二）「社会民主党」の結成と禁止・解散と島田三郎
- 四 個人の力に克つ社会の力の原理
——社会主義実現の兆——
- 五 社会主義におけるキリスト教的立場
- 六 キリスト教的社会改良主義
- はしがき 一

明治・大正の年代に、キリスト教徒の政治家として、豊かな文才に恵まれ、数多くの評論・随筆・著書をのこし、

玲朗玉のごとき人格によって同時代の人々に尊敬・親愛され、多くの後輩に追慕されている二人の優ぐれた人物をわたくしは知っている。その一人は、鼎浦・小山東助、他の一人は沼南・島田三郎である。前者は「鼎浦全集」全六巻によって、後者は「島田三郎全集」全五巻によって、その人物・生涯・思想・活動を知ることができる。もちろんキリスト教徒の政治家として、第一議會からの菊地九郎（「東興義塾」の創立者）や大正デモクラシーの政治家内ヶ崎作三郎（早稲田大学教授）などをはじめ他に優ぐれた人物が存在したけれども、小山・島田両政治家は、わたくしの学生時代にその聲咳に触れたことがあるため、とくに親しみを有ち、社会・思想的立場の如何を超越して、尊敬と追慕の念を深くしているわけである。小山鼎浦は、吉野作造・島地雷夢（本願寺派島地黙雷の長子・天才として夭折）・斎藤野の人（高山樗牛の弟・文才を抱いて夭折）とともに高等学校時代に文筆活動を開始し、大学時代に海老名弾正の「新人」に關係し、島田三郎に私淑した。島田三郎主宰の「東京毎日新聞社」に入社して椽大の筆を揮い、「帝国大学」の編集者となり、「社会進化論」や「久遠の基督」を公刊し、神戸関西学院高等科文科長となり、「基督教世界」に執筆し、三十七歳で衆議院議員となり、大正六年の総選挙には最高点で再度衆議院議員に当選し、政治活動のうちにも、「大学評論」、「第三帝国」などの雑誌に執筆したが、大正八年四十一歳で逝去した。小山鼎浦と形影相伴うがごとくであった島田三郎については、最近高橋昌郎氏によってはじめてまとまった伝記「島田三郎」が公刊されたため、「全集」以外に、本書によって、そのサブ・タイトルの示すがごとく「日本政界における人道主義者の生涯」と、詳細なる年譜・著作目録・参考文献目録を学ぶことができる。

わたくしはいまここで、島田三郎の考えていた社会主義思想というものが、どのようなものであったか、という点についてだけ辿ってみようとするもので、彼が、普通の政治家と異って、キリスト教の念信に燃えつつ社会問題につ

いて熱心に研究しつづけたことや、とくに明治時代すでに公娼廃止論者として、活動したことや、足尾銅山鉍毒事件について、饑飢に滅亡しつづつあった栃木・群馬の渡良瀬川畔の被害民のために、木下尚江、佐久間貞一、三宅雄二郎、潮田千勢子、田中正造らとともに第一線に立って活躍したこと、社会事業・禁酒運動・諸種の社会改良運動などにおける業績、普通選挙や平和論における活動、政治家として明治初期の国会開設論や自由民権論における進歩的活動、衆議院議長として、国会の良心となり、あるいはまた犬養毅、尾崎行雄、片岡健吉、中島信行などと並んで政治活動をしたこと、とくにシーメンス事件として知られた海軍収賄事件についての国会における鋭い追求等々については、いっさい触れるつもりはない。

この一文は島田三郎がキリスト教徒としての社会思想家として、また人道主義者として、社会主義思想をいかに理解し批判していたかという点にのみ問題をかぎった小論である。

はしがき 二

大正十二年（一九二三年）十一月十四日に島田三郎は七十二歳で逝去したが、その十二月号の「中央公論」で吉野作造博士が「島田三郎先生を弔す」という追悼の一文を公けにした。その中という。「先生が清議高節の君子として一生を終始せられしは世の普ねく識るところ、復た贅するの要はない。而して吾人の先生に服してやむ能はざるは、正義の爲にするその熱狂的奮闘である。世或は曰ふ。先生の狭量容易に人を容れず遂に政界に孤立して晩年の薄運を致せりと。是れ一面の観ではあるが、吾人は寧ろ此処に先生の面目と使命とを認めざるを得ない。惟ふに先生の至誠はもと天稟に出づ。事功を急いで漫りに之を枉ぐることは出来ない。先生の如きは到底現代に容れられざる人、而かも

また現代になかるべからざるの人、少くとも一人位はあつて欲しき人。沼南先生ありて腐敗せる日本政界の大厦は辛うじて一本の支持を得來つたと謂つていい。誰かいふ、先生四十年の政治生活は何等の事功を残さずと。又誰かいふ、先生の晩年周廻に共に語るものなしと、最近起りつつある政界廓清の道義的機運は実に先生の遺業の最も意義あるものにして、而して先生の知己友人は遠く千載をまたず今日既に天下有望の青年の間に無数にあるではないか。先生を薄運の裡に逝けりといふは極めて皮相の見、寧ろ功成り名遂げ凱旋將軍の意気を蔵し、微笑を含んで静かに天に帰せるものといふべきではあるまいか」と。島田三郎伝著者も、吉野博士の沼南論をもつて「よく沼南の存在意義を示している」と述べている(島田三郎)。

内村鑑三は島田三郎の死後、直ちにその人物を評して「邪を排し曲を直くする点において、君は我国稀に見る大政治家であつた」といい、「多分島田君のような政治家は再び日本に出ないであろう」とさえ極賞しているのである

(「聖書の研究」天、
正十二年十二月)。

島田三郎は嘉永五年(一八五二年)十一月七日、小祿の御家人鈴木知英の三男として江戸に生れた。十八歳のとき沼津兵学校で初めて英語を学び、退学上京して大蔵省附属英学校に入り尺振八に英書を学び、さらに横浜でブラウンに学び、横浜毎日新聞に入社して翻訳に従事した。二十四歳のとき元老院法律調査局に入り法律を専攻し、明治十二年(二十七年)のときベンサムBenjaminの「立法論綱」を、二十八歳のときテリTerrierの「法律原論」を翻訳し、明治十五年、三十一歳にして、神奈川県會議員、県會議長となり、そのころエルキン・メーの「英國憲法史」を乗竹孝太郎と共に訳し、トマス・ダイアの「近世泰西通鑑」を肥塚龍・沼間守一らと共に訳した。明治二十年・二十一年かの有名な「開国始末」の大著を書き、三十二年には横山源之助の「日本の下層社会」の発行を援けて序文を書いている。明治三十四年五月

にわが国上下を震撼せしめた「社会民主党」の結党と解散後、七月十二日から九月二日まで三十六回にわたって「毎日新聞」紙上に「社会主義及び社会党」の長論を連載し、社会民主党のために弁じたが、これを単行本として出版したのが、ここに紹介・批判をする「世界之大問題社会主義概評」であるが、時に島田三郎は五十歳であった。

明治三十八年に鳥谷部銑太郎との合著「東洋治案策」を公刊、大正二年には「矢野二郎伝」を、大正五年には「新論語」を、大正十年には「日本改造論」を公刊した。大正十二年（一九一三年）病み、九月関東大震災に遭逢して病状は悪化し、その十二月十一日に逝去した。

著作目録の示すように、社会・政治の評論、新聞社説等おびただしく多量であり、高橋昌郎氏の「島田三郎」伝の参考文献目録に挙示されているように、島田三郎に関する人物論については木下尚江「青年時代の島田三郎」・「自由主義者・島田三郎」・「自由の使徒島田三郎」や鳥谷部春汀（銑太郎）の「島田三郎氏」・「島田沼南」及び吉野作造「島田三郎先生を弔す」・「島田三郎先生の追憶」、伊藤秀吉「島田廓清会長の逝去」、松枝保二「逝ける沼南」等によって、十分にその全貌を窺うことができよう。したがってわたくしが、いま島田三郎の人物について添加して言うべき何ものもない。吉野作造博士の「島田三郎先生の追憶」の中の言葉を借りてこの「はしがき」に代えようと思ふ。

「私一己の先生に対する関係をいへば、先生は実に吾々の前途を導く燈明であった。言葉の最も深い意味に於て『先生』と称し得る者、私の親炙せる先輩の中に少くとも三人ある。海老名。正。先生。の今なお矍鑠（かくしゃく）として健闘を続けらるるは吾人の意を強くする所であるが、先には江原素六先生を送り、今また沼南先生と分るるに及び、密かに寂寥の感に堪へない。以上三氏の如きは嘗て私等少数後輩に取つての『先生』たるのみならず、又広く天

下の師伝たるに値する者。心あるものは之を識ると識らざるとに論なく、沼南先生の訃を聞いて同じく哀悼の情に堪へまいと思ふ」(吉野作造「公人の常」(識)一四九―一五〇頁)。

博士は島田三郎の業績を二つの方面より観察し、一つは学者として、他は史家として論評しているが、明治十二年頃の「元老院書記官は議官の顧問のようなもので西洋新学に通ぜる高才逸足の集る所であった。先生は大井憲太郎、中江兆民等と伍して遜色が無かったといふ、以て其の学殖の当時群を抜きしを想ふべきである」(同、一五三―一五四頁)と。

さらに、「加之先生の品藻高潔なるは之に接する者の敬慕措く能はざるものがあつた。悪に對して秋霜烈日の厳しさを示しつつ、其の謙抑坦懐は人をして徐ろに春風に包まるゝの思あらしめずには置かぬ、是れ先生が政治家として異彩あり学者として亦重きを為すの外、天下の『先生』として一代の尊崇を博する所以。先生の如きは明治大正を通じて後世に誇るべき偉大なる人格であり、不幸にして現代に多く理解せられざりしとはいへ、年を経ると共に益々光輝を發すべき典型的大平民と謂はねばならぬ」(同、一五六頁)と。

島田三郎の特殊の著書であるこの「世界之大問題社会主義概評」(明治三十四年十月)を、はじめてわたくしが読んだのは、大学を卒業して同志社大学に職を得た間もない頃で、すでに四十年に垂んとする。敗戦後、「明治」が遠くなり、その一つの時期として歴史的特質が改めて研究されるとともに、その社会思想と社会運動が顧みられつつある。その一つとして島田三郎の「社会主義思想」のごとき、いち早く取りあげられるべきであるのに拘らず、寡分いまだに特別に問題視されていないのはまことに不思議なことといわねばならない。遅まきながら、ここにこの問題を探りあげておきたいと思う。

一 個人主義と社会主義の協調を前提とする社会主義

島田三郎は「社会主義概評」の序において述べている。「社会民主党の組織は世人を一驚せしめ、而して其禁止は世論を此問題に集中せしめたり、予是に於て、研鑽の余地を此問題に与へんと欲し、私見を草して之を毎日新聞に掲げり、累篇三十五」と。その論題は「社会主義及社会党」というのであるが、これを一冊の単行本とした。曰く「題して社会主義概評といふ、嗚呼是れ現代の一大問題なり。区々の小冊子、如何ぞ其解決を資くると謂はんや、唯社会主義の名に驚駭して之を禁遏し、公明の攻窮を變じて、隠秘の密議と為さしむるは、予の尤疾む所にして、其結果却て大に恐るべき者あらん、学問に忠なる者、及び治安を重ざる者、必感を予と同くすべし、読む者若し社会主義の必しも危険に非ず、而して研鑽公評の要あるを得ば、本書の公刊亦徒勞に属せざるべし」と論じている。

(註) 本書の文献的に興味あるのみでなく重要なことは、島田三郎の社会主義研究はロシア、ドイツ、アメリカはじめ各国の社会党に関する評論と彼れの社会主義論のほかに、附録として四箇の重要な文献が収録してあることである。(其一) 労働新聞社に対する判決言渡書、(其二) 社会政策学会趣意書、(其三) 社会政策学会の弁明書、(其四) 社会政策会員に質す。これであるが、そのうち(其四)は、安部磯雄が、金井延はじめ社会政策学会の学者との論争したさいにおける問題の論文で、その中に例の「余等社会主義者の限より見れば、社会政策なるものは社会主義に到達する一段階なるが故に、これに対して聊かも悪意を懐くことなく、否寧ろこれを歓迎せんと欲するものなり、唯余等が諸君と相一致し能はざる点は、社会政策を以て社会問題最後の解釈法と為さざるに在るのみ、これを例へば諸君は京都まで旅行すべしといひ、余等は更に進んで神戸まで行くべしといふに在るが如し、更にこれを言へば諸君は中学教育を以て足れりとし余等は大学教育にまで進まざれば人生の目的を達する能はずと言ふに在るが如し……。神戸に至らんとするものが京都を経由したりとて何の怪むべきことかあらん、大学教育を受くるものが中等教育を受くるは自然の順序にあらずや、諺に曰く大は小を兼ねると、社会主義者が社会問題解釈法として社会政策をも含有せることは至当の事と言ふべきのみ」という論旨を述べた有名な一文が採録されているのである。

島田三郎は、本論を論述するにあたって、社会民主党が禁止されるとともに、当時東京帝国大学の教授を中心に結成されていた「社会政策学会」が、社会主義と混同されることを恐れて、「社会政策学会の弁明書」を発表したいきさつと、社会主義者安部磯雄と社会政策学会との論争のいきさつを叙して、両者の見解に照して、島田の本論を比較・通覧すべきことを希望しているのである。

第一に彼は、社会主義の定義・学説・実践の多様にして不明確であることを論じ、プラトン、モア、からオウエン、サン・シモン、フーリエにいたるいろいろの見解を掲げている。

さらにドイツのラッサール、マルクスの社会主義にも言及し、各国の社会主義、無政府主義の運動、ロシアのいわゆる「虚無党」の活動にも多くの頁を費しているが、当時としてはすこぶる啓蒙的論述であつたと思われる。

第二章から第十九章まで社会主義運動史を概述し、第二十章から社会主義にたいする政治家学者の批判を掲げ、第二十八章に「社会主義対宗教」の問題に触れ、第二十九章、三十章、三十一章に「基督教的社會主義」を論じている。ここでサン・シモン、キヤベール、モーリス、キングスレーの思想を紹介し、ドエーリンゲル、ケッテイレル、トートウ、スチュッケル等のキリスト教的社会主義思想を論じた。第三十二章にイギリスにおける社会主義の实行としてベルンライタルの説を掲げ、社会主義と個人主義との協調を紹介し、その思想領域に島田三郎自身の社会主義思想の共通点を見出しているがごとくである。

ベルンライタルはオーストリア衆議院議員で法学博士であり、「英国労働協会」と題する著書を公刊しているといふ。島田三郎は論評して曰く「予輩は社会の発達改進平衡調和は、社会主義と個人主義との協調による者なることを信ず、而して之を支配する者は二主義より一層深遠高尚の勢力なることを信ず、宗教家は之を神意といひ、倫理家は

之を道といひ、科学家は之を理と名くるなるべし、社会党が一切の事を、組織の力に制御せしめんとする、其意善ならざるに非ず、然れ共組織力を以て個人の心身を束縛する、其弊や強圧に陥らん、個人派が一切の裁判を除却し、自利心をして社会を保持せしめんとする、其心可ならざるに非ず、然れ共唯我が極其弊や忘他に陥らん」(「社会主義概論」評一六二頁)と。

社会主義も個人主義ともにそれぞれの意義があるから、その両者の協調と均衡による一段高き段階を希求するといふ。島田三郎の考えている社会主義というのは、社会学的・観念的に考えられた「社会本位の社会原理に立つ社会」、というような意味であり、社会本位主義の理念といつてもよい。個人主義というのも、社会学的に、これと対置される「個人本位の社会原理に立つ社会」、というように理解されてみるとよいであろう。両者は歴史的な、時間的前後、歴史的段階との関連という意味において捉えられた個人主義でもなく、また社会主義でもない。ここに併置的に、観念的に把握された彼の社会主義概念の一つの特徴が見られよう。つづいていふ。「彼の宇宙の組織を見ずや、中心遠心の二力あり、之によりて日月運り、星宿所を得、四時行はれ、百物生ず、試に唯中心力ありて遠心力なしとせよ、諸行星は太陽に吸収せられて、混沌火化せん、独遠力を存して中心力を除却せよ、諸星飛去りて天躰破壊せられん、予輩は社会主義を善視すること、中心力の必要なるが如く、個人主義を要視すること、遠心力の欠く可からざるが如しと爲す、故に其一を固執して他を悪視する論者に与する能はざる也、社会進化の理を度外視して一挙理想を突にすべしと信ずる者に於てをや」(同、一六三頁)と。したがって社会主義・個人主義を同一次元に対置して両者の協調と均衡の上に立つと考えられた理想社会を、「一挙」に実現するのでなく、漸進的に、「進化論」的な発達のもとに要望するものであり、そうした前提のもとに、社会主義を是認し、社会主義の存在を主張しようと考えているわけである。またそのために「社会主義研鑽の必要」を提唱しているのである。

第三十三章の所論をみれば島田三郎のこの見解はさらに明瞭になる。「予輩は社会個人両主義の協調を以て、人民の幸福保全せらるべしと信ず」という。その理由は、「封建の束縛を打破して、自由の一大勝利を博したるは、全く個人主義の力にして、其世に貢献する所大なり、十九世紀、富資の増殖機械の発明は、其功なり、既にして個人の偏重大弊を生じ、其救済を社会に俟てり」(同三頁)とする。この意味で光榮ある個人主義の弊害を救済する意味において、同時に社会主義を必要とするという。かくて、「近時世界の風潮、我岸を打て、内地に社会主義を唱ふる者あり予輩其説の全部に同意せずと雖も、時弊救済の要義其中に存することを見認め、其駁を去り醇を採り、以て進歩に裨せんことを望む」(六四頁)と。論じていることによっても明らかである。そのためにこそ「進歩に忠なる者は、一切の新説に対して、研鑽考究の後に、可否の評を下さざる可からず、況や社会主義の如く、仁人の理想に濫觴して、世界に澎湃し、十九世紀を動して、二十世紀の一大勢力たる者に於てをや」(同頁)と。島田三郎の自由主義的・進歩的思想家・評論家としての姿はこのような論評に示されるのであるが、その自由主義的・進歩的な立場は、現実には、一方には政府の社会主義者の弾圧政策への批判となり、他方では社会主義と対立する日本社会政策学会への批判となっているのは論理の当然というべきであろう。

二 政府の処置と社会政策学会への批判

前述したように明治三十四年五月、わが国最初の社会民主党が結党されるとともに即日伊藤内閣によって禁止されたが、その時、ドイツのシュモラーやワグナーの経済・社会思想の影響裡に、日本における社会政策を研究し社会問題に対決しようとして創立された「社会政策学会」が、世人より社会主義と混同されることを憂えて、「社会政策は

社会主義に非ず」という長文の弁明書を出したが、島田三郎は、その自由主義的・進歩主義的立場から政府の社会民主党への処置と社会政策学会の見解に批判的であった。曰く「一方に社会平民党の組織あるや他方に社会政策学会の否認公告あり、予輩は内務の俗吏が、社会党の名に狼狽して、微々たる数人の結社を敵視し、急遽之を解散したるを笑ふ」といい、「内務の俗吏」とか「社会党の名に狼狽し」とか厳しい論評を加えている。時に、政府俗吏の処置にたいしては「庸俗不学の所為」とし、「深く尤むるに足らず」と言い、「彼社会政策学会は之に異り、位置を大学の中に占むる博士学士の同盟にして、学会学者自ら居る者なるに、何事ぞ一の熟考を経ず、急遽妄断して、社会主義を擯けんとするや、予輩其公告を読むに、世に社会党と見認めらるゝを恐れて、其嫌疑を避けんとする者の如し、此の如くなれば、庸俗をして益々誤解を累ねしめん、抑学者に尊む所の者は、其学問に忠実なるに在り、世に先だちて他の迷夢を攪破するに在り、之が為めには世論の毀誉を顧ざるに在り、予輩は社会政策学会の挙動を見て、転た博士学士の庸俗と撰む所なきを哄笑せざる可からず、今日に於て世の迷夢を醒すの重任は、彼等卑弱の博士学士等に依頼すること能はず、予輩是に於て、安逸の教授が、政府と政党とを敵とするを厭はず、我は講座社会党なりと公宣し、英国の牧師が、教会の反対を意とせず、我は基督教社会党なりと明言し、以て二国の世論を一転せしめたる勇氣節操を高とし、我国学者の頼み甲斐無を憫笑する者なり」(同、一)と。まことに辛辣な批判といわなければならぬ。

附言してさらにいう。「今にして此風を一変せざれば、大学自ら知識学芸の淵藪と誇るも、世は軽薄才士の巢窟として之を軽視せん、予輩は大学其者を思ふが為めに倦纏とし忠言の繁を厭はざるなり」と述べている。当時、同じ問題に対し、時を同じうして、「読売新聞」紙上に、千山万水楼主人の匿名のもとに、二十六才の白面皓齒の河上肇が、社会政策学会の学者たちを厳しく批判したが、島田三郎と河上肇による同じ方向への批判は、この問題に関するかぎ

り、論壇の双璧として、その良心的・批判的態度が記録さるべきであろう。

島田三郎はここで、社会主義にたいする偏見なき冷靜なる研究の必要を主張しているのであるが、そのためジョン・スチュアート・ミルの言としての「新旧両思想の間に、有形無形の衝突敵対無からしめ、両者の醇善なる者を、新なる社会組織の紡質績素たらしむるに努むべし」を援用し、「ミルは研鑽の精神を以て、屹然として社会主義に對する学者の態度を示し」たるものと賞揚し、「予輩は襟を示してミルの此言に聴かざる可からず」(同、六七一)と論じ、最後に「個人主義の自由競争其弊を実現し來れるの今日、学者も政治家も、最早単に個人主義を固執せずして、社会主義漸次に公私の事業に実行せられつつあるを發見すべし」(同、六七頁)とし、「古來東洋諸國の政治家が、土地兼併を禁じたのは社会主義の一政策なり」とし、治術の理想として、孔子の言に托せる老莊の「公同主義」を掲げている。「礼記」における先儒のこの論は、「予輩は之を東洋の古代社会主義の理想なりと言はんとす」とし、この東洋の理想が、「近代西欧諸國の社会主義」として公私の事業に実行せられつつある迹を辿り、これらをもって、「社会主義實現の兆」として第三十四章に論じている。かくて歴史的にも理論的にも、「社会主義研鑽の必要」と、「学者の態度」とに、極めて良心的で且つ自由主義的な立場を示しているのである。

三 明治三十四年(一九〇一)「社会民主党」の結成と禁止・解散と島田三郎

キリスト教徒としての社会主義者のうち最も著名であり且つ優ぐれた思想家は同志社出身の安部磯雄であることについて、ほとんど異論はあるまいと思う。明治三十四年に社会主義を標榜する社会民主党が創立されたときは一世を震撼せしめたことであるが、その創立について中心的な役割を果した安部磯雄が、その責任について、詳細なる回顧

的論文(「明治三十四年の社会民主主義」を公けにしたが、その中にキリスト教と社会主義運動についてまた結党事情についてつぎのようなことを述べている。結党以前に、創立者の一人「片山(潜)君は神田区三崎町にキングスリー館を設けて労働運動と社会主義運動を起し、一方芝区ユニテリアン協会(現在の労働総同盟本部)に於ては明治三十一年頃から社会問題研究会なるものが起り、これが三十二年頃から社会主義研究会となり、ユニテリアン協会の教壇は殆んど社会主義的思想の宣伝場となった。而して当時の社会主義者が労働階級を主なる宣伝の目標としたことは言ふまでもない。日本鉄道会社の労働組合内にも社会主義の思想は漸次受け入れられるようになったので、若し社会主義を基礎として政党が組織されるならば二千有余の組合員は悉くこれに参加すべしといふ意味のことを幹部から片山君に伝へたのであった。片山君は好機来れりと考へ、これを同志の人々に通告し、明治三十四年四月二十一日初めて日本橋本石町の労働組合期成会事務所有志会を開くこととなった。出席者は片山潜、幸徳伝次郎、木下尚江、西川光次郎、河上清、安部磯雄の六人であった。政党組織には何人も異議がなかったので直に綱領の細目に互りて協議し、基礎的綱領として八ヶ条、実行的綱領として二十八ヶ条を決定し、此等の綱領を説明する所の宣言書は衆議によりて私が執筆することになった(「同、七四」)。(「五頁」)。

この一節で、(一)「社会民主党」の綱領を安部磯雄が執筆したという事実を確実に裏づける記述であること、(二)キリスト教が社会主義運動の初期において、社会主義思想を宣伝公布していたことを知ることができる。なお周知のことであるが、(三)社会民主党の創立者代表は六名であるが、そのうち幸徳伝次郎以外は全部キリスト教徒と目された人々であり、そのほかの参加者のうちにはキリスト教徒村井知至、岸本能武太などを数えることができる。安部磯雄はこの回顧的論文の中で社会民主党の「基礎的綱領」「いわばいまの「原則綱領」と「実際の運動の綱領」「いまの「行動綱

領」・「実践綱領」の内容を公表するに至った事情を詳細な記述をしているが、驚くべき明朗な公開主義で、一点の秘密な地下運動的な陰がなく、たとえそれが結党即日禁止・解散を命ぜられたとしても終始正々堂々たる態度であったのは、単に社会主義への思想的確信に基づいていたのみではなく、安部磯雄を中心とするその創立者たちのキリスト教的信念の徹底によるものではなからうか。

「宣言の原稿が將に印刷に廻はされんとする数日前に署長は又私の宅を訪問した。署長は既に宣言書の内容を知っているのであつて、実は其ことに關し政府側の意見を伝へるため私に面会を求めたのである。彼の言ふ所に拠れば、若し私共が綱領の中から三ヶ条だけを削除するならば、政府は社会民主党の設立を禁止しないといふのであつた。其三ヶ条といふのは第一が軍備の縮少とか全廢とかいふこと、第二が重大なる問題に關しては一般人民をして直接に投票せしむるの方法を設くること(レフェレンダム)、第三が貴族院の廢止といふことであつた。若し私共が此等の点に就て讓歩的態度を取つて居たならば我国最初の無産政党は既に明治三十四年に設立されて居る筈であつた。然し私共は飽くまでも理想主義で進む決心であつたから、此等の三ヶ条を削除すること卑怯の行為であると考へ断然これを拒絶することにした」(同七頁)。けつきよくこの綱領と宣言書とをもつたわが国最初の社会主義政党は出現しなかつたわけであるが(首相伊藤博文、内相末松謙澄、警視總監安樂兼道)、「あくまで理想主義で進む決心であつた」り、「三ヶ条を削除することは卑怯の行為であると考へ」たりする道德的・良心的態度や立場はまことにキリスト教的であつたといえよう。

さらにキリスト教と社会主義思想について、安部磯雄の回顧的論文につきのような一節がある。

「……同じ五月二十日の紙上に一齊に發表されるやう全国の新聞社に宣言書を送ることにした。

宣言書発表の前々日は日曜日であった。其頃私は殆んど毎日曜ユニテリアン協会の教壇で演説をして居た。講堂は四五百人の聴衆を容れることが出来るのであったが、毎日曜昼夜二回の演説会を開いたにも拘はらず、講堂は何時も満員であった。其当時の基督教会でこれ程の聴衆を集め得たものは極めて少かつたように思ふ。……其主なる原因がユニテリアン協会が社会主義思想を宣伝する唯一の講壇であるといふ点にあつたことは疑がない」(頁七八)と。社会主義思想がキリスト教の名において、キリスト教の教会において、宣伝されたというこの事實は、わの国の初期の社会主義思想および運動史上軽視しえない問題である。同時に、社会主義政党たる社会民主党が禁止・解散されたということとは、当時社会思想上、進歩的役割を果していたキリスト教徒にたいするショックであつたことはいうまでもないが、島田三郎が、社会民主党の禁止後、間もなく、「毎日新聞」紙上に「社会主義及社会党」なる論文を三十六回にわたつて連載し、社会民主党のために弁じたということは、この意味からして、まことに注目し値することであり、その著「社会主義概評」の、わが社会主義思想史上、特記に値する見解であることを忘れてはならないと思う。

(註) 社会民主党の綱領はつきのごときものである。

「我党は左に掲ぐる基礎的綱領の理想に向つて着々進まんことを期す。

- (1) 人種の差別の異同に拘はらず、人類は皆同胞たりとの主義を拡張すること
- (2) 万国の平和を来す為には先づ軍備を全廃すること
- (3) 階級制度を全廃すること
- (4) 生産機関として必要なる土地及び資本を悉くこれを公有とすること
- (5) 鉄道、船舶、運河、橋梁の如き交通機関は悉くこれを公有とすること
- (6) 財富の分配を公平にすること
- (7) 人民をして平等に政權を得せしむること

(8) 人民をして平等に教育を受けしむる為に国家は全部教育の費用を負担すべきことは是れ我党の理想とする所なれども、今日これを実行するの難きは素より論を待たず。故に我党は左の如き綱領を定めて實際的運動を試みんことを期す。

- (1) 全国の鉄道を公有とすること
 - (2) 市街鉄道、電気事業、瓦斯事業等凡て独占的性質を有するものを市有とすること
 - (3) 中央政府、各府県、各市町村の所有せる公有地を払ひ下げること
 - (4) 都市に於ける土地は挙げて其都市の所有とする方針を採ること、若しこれを速に実行する能はざる場合には法を設けて土地兼併を禁ずること
 - (5) 専売権は政府にてこれを買上げること、即ち發明者に相當の報酬を与へ、而して人民には廉價に其發明物を使用せしむること
 - (6) 家賃は其家屋の幾分以上を徴収する能はざるとの制限を設くること
 - (7) 政府の事業は凡て政府自らこれに当り、決して一個人若くは私立会社に受負はしめざること
 - (8) 酒税、醬油税の如き消費税はこれを全廃し、これに代ふるに相続税、所得税及び其他の直接税を以てすること
 - (9) 高等小学校を終るまでを義務教育年限となし、月謝を全廃し、公費を以て教科書を供給すること
 - (10) 労働局を設置して労働に関する一切の事を調査せしむること
 - (11) 学齡児童を労働に従事せしむることを禁ずること
 - (12) 道德健康に害ある事業に婦人を使役することを禁ずること
 - (13) 少年及び婦女子の夜業を廃すること
 - (14) 日曜日の労働を廃し日々の労働時間を制限すること
 - (15) 雇主責任法を設け労働者が服役中負傷したる場合には雇主をして相當の手当を為さしむること
 - (16) 労働組合法を設け労働者が自由に団結することを公認し、且つ適當の保護を与ふること
 - (17) 小作人保護法を設くること
 - (18) 保険事業は一切政府事業となすこと
 - (19) 裁判入費は全部政府の負担とすること
 - (20) 普通選挙法を実施すること
- (21) 公平選挙法(比例代表法の意)を採用すること

(23) 選挙は一切直接とし且つ無記名とすること

(24) 重大なる問題に関しては一般人民をして直接に投票せしむるの方法を設くること

(25) 死刑を全廃すること

(26) 貴族院を廃止すること

(27) 軍備を縮少すること

(28) 治安警察法を廃止すること

(29) 新聞条例を廃止すること

(註) 安部磯雄はこの執筆後のことについて当時を回想して「刑事が此等の条項を一々筆記した後私は約一時間に亘り各項に就き大体の説明をしたのであるが、刑事は熱心に傾聴して『こんな政党が出来たならば必ず多数の賛成者があるでしょうね!』と感嘆を洩らした。私は宣言書の原稿が出来上った後、これを印刷する前に先づ刑事に示すべしとのことを約束したため、其後も刑事は数度私の宅を訪問した。のみならず管轄署の署長までが私の宅に来るやうになった。元来私は秘密といふことが嫌ひだから、殆んど何事でも警察には知らせることにして居る。歴代の政府は可なり愚辣な探偵政治をやつて居るかも知れないか、私は決して暴を以て暴に報ゆることをしない。(同、七七頁)

四 個人の方に克つ社会の力の原理

——社会主義実現の兆——

島田三郎の社会主義思想というのは、もちろん基本的にはキリスト教の教養上に立つものではあるが、すでに述べたように、社会的に個人本位の社会原理に立つ社会と社会本位の社会原理に立つ社会というような考えを併置し、これを個人主義と社会主義(個人本位主義と社会本位主義とも言える)として観念的に対立せしめる。もちろん歴史的に近代の個人主義の発生とその意義を認めており、社会主義については、各国の社会党の出現とその活動の歴史を挙げ、

とくにキリスト教的社会主義をサン・シモン、キヤベール、モーリス、キングスレーなどの名において高く評価し、個人主義と社会主義との協調と均衡の可能性を主張し、イギリスにおいて社会主義が実行される傾向の事実を、ベルンライタルの説を援用しつつ説明しているのである。

島田三郎のいうところの「社会主義の実現の兆」とはいかなる事実を指しているのであるか。それをいかなる思想的根拠より説こうとしているのであるか。彼は、基本的には「社会の力が個人の力に克つの原理」より説明するのである。近代社会は所有権の神聖不可侵と自由契約の上に立っているのであるが、社会主義は所有権—財産に対する觀念を絶対視していないということ、その他の側面は、個人の所有権にたいして社会公共の力は優越しうることを主張する。曰く「封建擅制の時代には、領主が私人の財産を剽掠して、人民の私有権を危殆にせり、此に於てか所有権は神聖なり、所有主の承諾なくして之を奪ふ可からずといふの論起り、其力によりて僅に財産の安全を保つを得たり、此時に於て個人の必要、財産神聖論の必要あって、皆有益の大効ありき、然れ共是れ確定の理に非ず、何れの時と雖も、社会の員として何人か絶対に個人の自由あらんや、何処に絶対の財産権あらんや、租税として財産を割取し、国法を以て自由を制限す、社会主義は、進歩せる社会勢力の個人制限なり、社会に必要なりと決定せば、土地買上法を以て、私有地を強買せらるるなり、是豈個人に絶対の土地所有権なき明証ならずや、国防の爲めには、徴兵法をもつて、物品を強買せらるるなり、是れ物品に絶対的所有権なき明証なり、徴兵法は個人の自由を制限す、財産相続法は財産の遺伝を制限す、皆社会の力が個人の力に克つの原理より来る者とす、社会党が土地を共同にし、財産を共有にせんと主張するも、畢竟此論理の極度の拡張に外ならず」(同、一六八)と。

この一節によつても分明するように、社会の力の個人の力に優先することに、社会主義の共通的な基本的觀念を認

めているわけであり、このこと自体にはもちろん何らの異論はないのであるが、これによって「生産手段」の公有・社会有乃至国家有ということと、個人の個々の「財産」そのものを、優越せる公共の力で直ちに社会化化するということと混同し、社会主義は個人の富を平等にするとか、個人の財産を奪うものであるとか、すこぶる素朴に印象づけることによつて、世人をして社会主義そのものを誤解に導き易かつたことが、明治時代の社会主義についての説明ないし理解の不徹底であつたこと、それが世人をして社会主義を恐怖・嫌忌せしめる原因になつたことは否定できない。したがつて社会主義は社会の力の個人の力に克つことを社会的に理解したとしても、社会党はそれを「極度に拡張」するものであるから、現在適用できぬ、という批判が直ちに出てくるわけであつて、当時、社会科学のな、歴史的な理解ないし把握が不徹底であつたことは一般に否めないことであつた。島田三郎の理解と主張はつぎのような極めて常識的な、穩健なものであつた。

社会主義の「この理想は勿論今人に適用す可からず、唯之を或事實に應用し、私業を公業に移して、社会の福利を拡むることあり」とし、其或者は現に應用せられつつあるもので、例えば、明らかに公共的のものとして、私人が道路を開いたり、橋梁を架して、社会はその私人に通行錢を徴収することを許し、渡船を營業にしている者に渡錢を収むることを許し、郵書を飛脚屋に委ねて、通信料を個人に納れしめるもののごときはそれであるが、それはこれまで文明国といわれるところは、これらを公共のこととして取扱つてゐる。ある時代には鑄貨を私人に委ねしめたことがあるが、いまは各国ともこれを政府の事業としてゐる。社会主義者が瓦斯・水道・軌道・電燈などを公有にすることを要求しているのは、やはり同じ原理を拡大して実施しようとするものである。すでにこれを市有にしつつあることは世界列国の大勢であるという。また鐵道はヨーロッパ大陸諸国では実行されていることは不思議ではない。

土地公有説や土地制限論は、はじめてこれを聴くと奇説のように感ずる者があるが、人口増加の限りなく進んでいる現在、個人の土地への公共の制限の必要が到来するであろうから、土地にたいする権利論も一変するであろう。市府の埋葬地について、一人占領する最大限を規定する国もあり、また個人の所得に生活費を控除し、その余に課税することを通則とする国があり、「累加の税則」あり、相続財産への多額の課税をし、支族相続に重課する。これらはみな、「財産の平均を望み、私有を公有に変ずるの手段に外ならず」という。病院・貧院・癲狂院・孤兒院を公立にするのは、「社会の力をもつて個人自ら支へざるを補救するの施設なり」(一七)という。さらに公園を市都に設けて「公同の快樂」を保つということもあり、「これらはみな社会主義の隠然として事実を発するものに非ずして何ぞや」(同頁)という。先進の旧国ではこれらの施設が進歩しているから、後進の新国は、その先進の理想を見習って、実行するときは、「社会主義の發展旧国よりも速なる者あり、濠洲の市府の如き、初めより、諸種の事業を公有共働にするの例多し、是亦理想の漸次実行せらるる前兆に外ならず」(同頁)という。

労働者にたいする国家の法律についていうならば、「今より百年以前は、職工組合の組織甚困難なりき、英国に於て、千七百九十九年、同八百年の法律は、諸工の団結を禁じたるが、工人は心を合せて其禁止箇条を避けつつ、声息を通じたりき、其後労銀を高め、時間を減ずるの二目的に出づる団結は、違法に非るの法律を立てたるも一八六七年の判決例は、労働組合に、資本を有するを禁ずることとなれり、然るに爾後の法律は、却て労働者団結の権利を確定し、各種の組合続て起り、一國の聯合会あり、又万国の集会あり、其人員資本共に甚だ多し、又資本家労働者の間に、賃銀其他の争を仲裁調停する仲裁局の設置あり、之を五十年前の労働者に比較するに、資本家従属の階級より變じて、相對の一種族となれるは、顯著の進歩と云はざる可からず」(同、一七二頁)と。ここで労働組合法、労働組合の國際

的連繫、インターナショナル等に理解を示したことは島田三郎の卓見といわなければならない。

さらにいう、「英国及び大陸諸国の間、政府干渉の程度に差異あり、例へば労働者疾病老衰の保険の如き、独逸は之を法定の結果に求め、英国は之を労働組合、又は相救協会の私定に失ねるが如し、然れ共大勢を概評するに個人主義の本國たる英国も、逐年個人の及ばざる所を、社会の救済に托するの趨向あるは、十九世紀より二十世紀に、社会主義の生長する特徴に外ならざる」(七頁)と論じ、労働者の負傷の補償法、工場衛生法、等の制定などこれらはみな「社会の力」が、資本家・労働者の間にその力を用いるものであるとし、そのほか、「協力共働組合」の組織とその発達は見るべきものがあるとし、共同組合運動の発達に注目を促している。「此組合に二大別あり、甲は労働者が、各自の資本を集合し、之に各自の労力を応用する生産別協同にして、乙は合資を以て必要品を買ひ、之を各自に分給し、之によって良品を得、又其利益の分配を受くる消費的協同なりとす」と。いうまでもなく生産組合と消費組合であるが、「甲乙共に資本労力の二者を合一にする者にして、即ち社会主義の一大適用なり、是亦十九世紀の發生にして年と共に成長するの兆あり」(同頁)とし、協同組合運動の意義を高く評し、この社会化運動を社会主義の一の適用であるとしているのである。

五 社会主義におけるキリスト教的立場

彼れの結語にいう。「真、成、且、つ、健、全、に、社、会、主、義、を、助、く、る、者、に、し、て、各、般、事、業、の、根、柢、と、な、る、べ、き、は、教、育、に、如、く、は、な、し、、
蓋、し、人、生、の、不、平、等、は、外、よ、り、之、を、制、す、る、も、各、個、の、心、身、不、平、等、に、し、て、知、愚、懸、絶、し、能、力、に、大、差、あ、り、賢、不、肖、明、暗、勤、怠、、
相、隔、た、る、に、於、て、は、如、何、に、し、て、其、不、平、等、を、医、治、す、る、を、得、ん、や、此、に、於、て、か、教、育、の、普、及、が、社、会、主、義、の、一、大、要、件、な、る、こ

とを感ぜざる能はず、而して各国皆教育の督励を以て、文明政治の要義となさざるはなし、是豈社会主義の現実する者に非ずして何ぞや」(傍点原文)と。読んで字のごとく、敢えて、この結語の解説を必要としない。オウエン、サン・シモン、フーリエその他十八世紀・十九世紀初頭の多くの合理的・空想的社会主義の先覚的思想家に共通の人道主義的な立場をもって一貫し、教育の奨励・宣伝・普及を社会主義実現への一大要件としていることは、その特質であることはいうまでもない。第三十五章結論に英人カルカップの社会主義論を概括し、援用して曰く、「此主義たる、政治には平民、倫理には愛他、経済には協力を理想とする者なりと、此言中れり、然れ共政治倫理の方面は、経済に平等を求むるの補助として論ずる者なり、而して社会主義は、経済の不平等を濟はんとする者なるが故に、協力協働組織を中心として立つ者たるを忘る可からず」(同、一七四頁)と。ところが、「抑財産の現状は、人生過去の史的開展より生ぜし者なるが故に、如何なる道理あるにせよ、其れに対する理想の実にせらるるは未来の開展に属すること勿論なり」(同頁)とする。そして経済の問題についてのみ平等を望むことは正しくない。利己心を感じて、愛他の公心が開け、放肆の情薄らぎて、克己の自慎が長ずる程度にしたがって、財産に関する考え方も、それとともに變つてゆくである。さらに「人々の勤怠能否、大差なき程度に個人の能力發達せば、貧富の懸隔も、亦之に随て減せん」(同、一七五頁)と。こうした理想主義的な考え方、すなわちまず理想的な人間形成なくしては理想社会は当来しないという。まことにその通りではあるが、その形而上学的な、非歴史的な人間形成論そのものが問題であるが、しかしこの考えこそ理想主義の社会主義観の特徴であろう。曰く「故に社会主義の理想を助くる者は、第一に人為を以て不平等を新に作らざるに在り、第二に人為を以て過去より遞伝せる不公平を逐次に改むるに在り、第三に人々の公心を開發し、能力を生育するに在り、第一第二は政治法制の運用に属す、而して第三は宗教・教育の二者尤有力の助となるべし」(同、一七五頁)と

いう。

島田三郎はここで、モーリスおよびスペンサーの言葉を援用して自らの理想主義的な、宗教および教育の社会主義実現に重要な点を強調しているのである。曰くモーリスによれば、「社会党は往々無神論を取るも、人類を支配するの天父を見認めずして、如何ぞ人類に兄弟友愛の觀念あらんや」と、是愛他心を以て社会主義の精神を解釈せんとする者にとってモーリスのこの言葉はまことに意義深いものであると評しなければならぬ。またスペンサーは「鉛心を以て金行を見んとするも、此の如き政治的煉金術は断じて有ること無し」という。これらの言葉はいづれも智徳の開発がなくしては「理想の社会を造る」ことは不可能であることを論じたものであるが故に「社会主義の理想を美とするも、社会党の善意を見認むるも、今人の心智能力を以て其主張する社会を実現するは妄想なり」(七同、六頁)といひ、思うに「常識を有して偏執なき社会党は、必ず予輩の此言に首肯せん」という。したがってあくまで教育によって能力の不平等を減じ、宗教道徳をもって私心の妄執を破って、理想的な人間を形成することが「最大要事たることを覚知」しなければならぬ。この教育と宗教道徳という二つのことはただ社会主義者が欲迎すべきことであるのみでなく、「苟くも人生の福祉を望み、聰慧の政治を行はんとする者は、何人も異議なき方針なり、而して普く教育を行ひ、人民の能力徳性を高め、其れをして甚き懸隔無からんと期するは、何の国何の党を問はず皆一致する所にして、現に此事行はれ、尚将来に其程度を益々進めんとす、此方針に於て社会主義は理想の道程に歩みつつある者なり」(七同、六頁)と。そして最後に「基督教と社会主義とは愛他の点に於て一致すると雖も其財産に対する觀念は異なるなり」として、「(一)基督は曾て一言も私有財産の廢止といへることなし、又其れと推測すべき意味の者もなし唯人は神より委託せられたるの心を躰して、其財産を善用せよと言はれたり」、といひ、社会主義と基督教の差をドイツ哲学者の

言として「社会主義は、汝の財産は我的財産なりといひ、基督教は、我的財産は汝の財産なりといふ、其地明確の限界なし」と引用し、島田三郎みづからの言として曰く「汝の財産と見ゆるも、其実は汝の財産に非ず、我的財産と見ゆるも其実は亦我的財産に非ず、汝の一切の所有は其実は神有にして、我の一切の所有も其実は亦神有なり、故に汝と汝と共に神意に遵て之を使用せんと、是れ基督教の理想なり」(同、七頁)。この立場に立つて初めて人生の理想境に入ることができるといのが島田三郎のキリスト教的理想主義である。曰く「此觀念の、彼の私産廢止説より一層高きを感じざること能はず」と言い、最後の結言として、「予輩は三十五篇を累ねて、社会主義の爲めに、世の惡評を弁斥し、又社会党の爲めに其弱点を指摘せり、予輩曾て我立国の方針を論じて、左の言を爲せしことあり、『正義を基礎とし、平和を主義とし、実業を方針とし、教育を励まむし智徳を進べし』、此篇を結ぶに於て、同一の言を繰返さんと欲す、社会主義の理想に達するも、亦此方針の外にあらざると信ずるが故なり(完)」(同、八頁)と。

すでに明らかであるように、島田三郎も、社会主義をもって、富の収取、財産均分、財産の公有ということが重大な経済的主張であるかのごとく、終始この問題に係っていたが、経済学的意義および歴史的意義における「生産手段」の問題についてはついに理解しえなかつた。しかし、社会主義の最大公約数的意義における社会化、社会性、社会本位の社会原理に立つ社会という意味において、非歴史的な社会学的意味において、そのことがキリスト教の理想と共通していること、その常識的・一般的理解のもとに、キリスト教的立場から「社会主義」の「社会本位主義」に大胆明快にアプローチした点は特記しなければならぬ。

もちろんマルクス主義における科学的社會主義とは無縁であることはいうまでもないが、サン・シモン、オウエン、カペー、モリス、キングスレー、等々と共通した思想系譜に属するものであり、いわば、あくまで人道主義的

で、むしろ「キリスト教的社會改良主義」というのが適當であろうと思われるのである。

六 キリスト教的社會改良主義

「島田三郎」伝の著者高橋昌郎氏は島田三郎の社會主義思想を評して、「それは人道主義より発する社會改良思想に基づくものであったので、社會主義運動の勃興と共に、その蔭は薄くなつてしまふのである」(同書、一)と論じている。わたくしのこの紹介小論は、けつきよくこの提言を裏づけたようなものである。まことに島田三郎の社會主義は、社會主義というもそれは一般的な理解における社會本位主義という点を捉えているもので、思想内容は、人道主義的社會改良主義である。ただ人道主義的理想も、社會主義も、とくにキリスト教徒でなくても主張しうる一般的理想であるが、島田三郎の場合は、それをキリスト教と神の名において主張し説述しているところに、明治時代の「キリスト教的社會主義」の思想として採りあげねばならぬわけである。わたくしがここに島田三郎をとくに採りあげた理由は、(一)根本的には人道主義的改良主義にすぎないが、この思想が、キリスト教徒によって、主觀的にはキリスト教的社會主義として把握され、社會主義思想の紹介とともに、社會民主党にたいする政府の俗吏の態度を排し、社會政策学会の、社會民主党と社會主義にたいする攻撃・非難にたいし、社會主義と社會民主党を弁護したという点、(二)は、社會民主党が即日禁止され解散されたことにより、世人が社會主義を恐怖嫌忌するという風潮のうちに立ち、敢然として天下の新聞紙上に「社會主義及社會党」の長篇を論述したことの歴史的意義、(三)その論述のうちに、労働組合の意義を認め、生産組合と消費組合という共同組合運動の實踐的意義を前向きに、しかも高く評価していること、(四)とくに「社會主義概評」において、各国における社會党と社會主義思想の歴史を広汎に紹介・論述したという本書の

啓蒙的意義、そして(五)最後にわたくしは、ここに論及しえなかつたことであるが、島田三郎のキリスト教的人道主義の立場に立つて、思想家として、文筆家として、政治家として、とくに雄弁家として、また優れた一個人の人格として、当面した社会問題の現実と対決し、活動したこと、これらは史上特記すべき功績と信じているからである。

(註) 島田三郎が同志社のラーネッド博士著「絳済新論」(明治十九年宮川経輝訳)を校閲したり、横山源之助著「日本之下層社会」(明治三十二年)の出版にさいし、序文を書いたり、柳瀬勲介著「新平民の過去及び将来」の出版(明治三十四年)を援助したりして見えざるところに支援の手を差し伸べたこと、各種社会事業、禁酒運動、社会改良運動、著るしいものとしては救世軍のために尽力し、山室草平をして「日本の救世軍に取りて、最も古く、且最も眞実なる友人、知己、また恩人であった」と感謝の言葉を公けにせしめてさいへること。さらに、公娼廃止運動に尽力したり、足尾鉍毒問題にたいして、田中正造と同様に渡良瀬川沿岸の鉍毒地を視察し、この問題と救済運動を婦人矯風会の手に托して救済活動に一大展開せしめたりした社会的活動は、通常の政治家のよくするところではなかつたこと、内村鑑三から「我國稀に見る大政治家」という讃辭を受けたり「島田君のやうな政治家は再び日本に出ないであらう」と嘆ぜしめた理由は、思うに、キリスト教を身につけた思想家・政治家であつたところに見るべきであらう。したがつて島田三郎の思想は、彼の政治家・社会人としての実践との関係において考えねばならぬことはいふまでもないことである。